

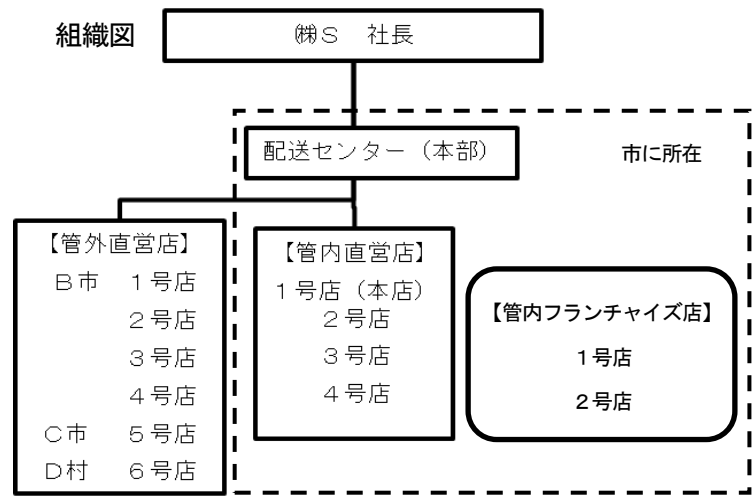
違反是正事例（事例1－8）

テーマ < 立入検査を拒否したことにより告発した違反処理 平成19年 >

▶ 県内に複数店舗を展開している物品販売店舗において、平成9年から長期間にわたり立入検査が拒否されたため、地元警察署と協議し関係者を告発した事例。

会社概要

- (1) 商号 株式会社S
- (2) 本店 ○県A市内
- (3) 設立 昭和42年5月
- (4) 店舗等 ○県内12店舗
- (5) 営業内容
 - ア 日用品・食料品の販売
 - イ 衣料品の販売
 - ウ 酒類の販売
 - エ 医薬品等の販売
 - オ 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理業務
 - カ その他業務



A市内の各店舗の立入検査及び消防法違反の状況

	1号店（本店）	配送センター（本部）・2号店	3号店	4号店
最終立入検査	H2.11.16	—	H8.1.11	H2.3.3
消防用設備関係の違反事項	消火器・自火報・内栓・誘導灯未設置	消火器・自火報・内栓・誘導灯未設置	消火器・自火報・内栓・誘導灯の一部違反	消火器・自火報・誘導灯の一部違反
防火管理関係の違反事項	防火管理者未選任、消防計画未作成、消防訓練未実施			
その他の違反事項	消防用設備等の点検未実施未報告	用途変更未届	消防用設備等の点検未実施未報告	消防用設備等の点検未実施未報告
備考		倉庫から店舗へ用途変更後は立入検査未実施	使用開始届出に伴う調査終了後に改修し、その後立入検査未実施	内栓は建築当時内装制限により非該当

1, 違反処理の概要

(1) 過去の経緯

ア (株) Sは、県内に複数店舗を展開している物品販売店で、A市消防局の管内（A市内）に本店を含む直営店4店舗とフランチャイズ店2店舗がある。

各店舗は、消防法施行令別表第1(4)項又は(16)項イに該当し、そのほとんどは昭和時代に建築された工場や倉庫を(株)Sの代表取締役社長（以下「社長」という。）が購入し、店舗等に用途変更したもので、独自に増築や改装を繰り返していた。

イ 所有者は社長で、各店舗に関する全ての権限が社長1人に集約するワンマン経営者で、各店舗の店長の権限はないに等しい状況であった。

また、フランチャイズ店舗の店長も他の店舗の店長と同様に社長の意向で同様の対応をとっていた。

ウ 立入検査拒否の状況（平成9年～13年）

平成9年以降、毎年A市消防局の管内の店舗に対し、所轄消防署が立入検査をする旨の事前通告をするも、全ての店舗で立入検査は拒否されていた。

A市消防局では、通常、立入検査を事前に電話等で連絡し、関係者の承諾を得て実施しているが、(株)Sは電話による口頭の申し入れを一切受け入れず、全て文書（通告書）による事前通告を求めた。そして、発送された通告書に会社の内規や都合により立会いができないなどの正当な理由のない拒否理由を記載し、FAXで送り返すことで立入検査を拒否していた。

各所轄消防署では、社長と交渉ができるよう再三にわたり接触を求めるも、面会はできなかった。

エ 立入検査拒否の状況（平成14年～平成16年）

平成14年の消防法改正以降も無通告による立入検査を試みるも、社長の許可がないことを理由に店長や店舗関係者は立入検査を拒否していた。

(2) 告発の検討

ア 局予防課の対応（平成17年～）

管轄消防署から局予防課予防係へ本事案の担当者が変更となり、違反事項及び今後の対応を協議し、局内をあげて取り組むことで意思統一が図られた。

イ 違反事項について

事前に敷地外からの外観及び従業員への聞き取り調査により、消防法第8条・17条関係及び建築基準法の違反の恐れがあり、ひとたび火災等の災害が発生した場合、最悪の事態も想定されることから、一刻も早く立入検査を実施し、諸々の違反を是正指導することが必要である。

ウ 対応について

法令違反に対する行政（消防）の対応は、法令に規定された手続きを取ることが要求される。消防がこれを怠り災害が発生した場合には、市民の安全・安心が脅かされるとともに、消防の行政責任が問われることも予想されることから、告発を視野に入れて対応することとした。

(3) 告発までの課題等

ア 告発書の提出先

地元警察署との関係を考慮した結果、警察署長に対して告発書を提出することとした。

イ 拒否の事実

警察署と協議し、実際に消防職員が立入検査を拒否された直近の事実が必要であることから、さらに継続して立入検査の実施を試みることにした。

ウ 名あて人

立入検査で拒否をしているのは、店長あるいは店舗関係者であるため、誰を名あて人にするのか検討した結果、店長等は「社長の指示か、社長の許可する文書がなければ受けられない。」との理由で拒否しており、社長の指示が明白であることから、名あて人を社長とした。

エ 対象店舗

管内全ての店舗で拒否の事実があるが、火災等の災害が発生した際のリスクや社会的な影響も考慮した結果、「本店」のみを告発の対象とした。

オ 関係部局との調整

外観から調査により、消防法違反の他に建築基準法違反の恐れもあるため、局予防課から市建築部局に対し情報提供を行い、建築基準法の違反事項について確認した。

(4) 一斉立入検査の実施

ア 立入検査実施の交渉

平成 17 年 8 月より局予防課において、社長との面会交渉及び立入検査の事前通告を繰り返すが、事態は一向に進展せず 1 年が経過した。

なお、事前通告は、社長宛に「通告書」を配達証明付き内容証明郵便にて送付した。

イ 警察署との協議

平成 18 年 7 月からは、告発に向けて警察署と協議を重ねて、立入検査拒否の事実を特定するため、一斉立入検査を実施することとした。

ウ 一斉立入検査の実施と立入検査の拒否

管内店舗に対し、平成 18 年 8 月に 2 回、同年 11 月に 1 回、さらに平成 19 年 5 月には本店も含め 1 回、計 4 回実施するも、いずれも対応した店長が「社長の指示なり、社長が許可する文書がなければ受け入れられない。許可がなければ駄目です。私有地だから出て行ってください。」と消防職員の立入検査を拒んだ。

なお、管内フランチャイズの 2 店舗については、所轄消防署担当係の粘り強い説得が功を奏し、店長判断で立入検査を実施しているため、一斉立入検査の対象から除外した。

2. 告発と違反処理の完結

(1) 告発書の提出

計4回の一斉立入検査が拒まれたため、平成19年8月22日に所轄消防署長名による告発書を提出した。

(2) 告発書添付書類

- ① ㈱S概要
- ② ㈱S履歴事項全部証明書
- ③ 住民票（社長〇〇）
- ④ ㈱Sについての経過
- ⑤ 経過添付資料（通知等の写し）
- ⑥ ㈱Sに対する対応記録（平成18年7月から）

(3) 逮捕と報道発表

平成19年12月10日の午前、警察署から社長及び本店社長を逮捕したとの連絡があり、午後に報道発表する旨の連絡を受けた。

テレビ、ラジオ及び新聞等のマスコミ各社から消防本部に対して取材が殺到し、予防課は当日の深夜まで対応に追われた。

なお、一部の報道では告発の遅れを指摘する報道もあった。

(4) 略式命令と消防局への謝罪

逮捕後10日間の拘留を経て、裁判所からの略式命令により両名とも罰金を即日納付した日に消防局に謝罪に訪れ立入検査を受け入れる確約をした。

(5) 罰金

社長：罰金50万円（消防法第4条違反。4件の立入検査拒否 最高120万円）

本店店長：罰金20万円（消防法第4条違反。4件の立入検査拒否 最高120万円）

(6) 立入検査の実施

ア 平成20年1月16日、直営店4店舗について、社長の立会いで事前調査を実施

イ 平成20年1月23日、市建築部局と合同で2店舗に対し立入検査を実施

ウ 平成20年1月30日、市建築部局と合同で1店舗に対し立入検査を実施

エ 平成20年2月6日、市建築部局と合同で1店舗に対し立入検査を実施

管轄外の店舗については、A市消防局の立入検査が終了後に当該店舗を管轄する消防本部により立入検査を実施している。

(7) 違反事項の終了

平成22年1月14日、全店舗の違反事項が改修された。

参考

通告書 1 (管轄署対応時)

A市 消発 第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

株式会社S
代表取締役 〇〇 〇〇 様

A市消防局
〇〇消防署長 〇〇 〇〇

立入検査実施通告書

あなたが管理する下記防火対象物について、平成 年 月 日付けで立入検査についての通知をお送りし、その後も何回か立入検査について話し合いの機会を持つべくお伺いいたしましたが、対応していただけませんでしたので、再度通知を送ります。

つきましては、下記期間に立入検査を行いますので、都合の良い日時及び立会者名を 月 日までに連絡してください。

なお、この立入検査は消防法第4条に基づき実施するもので、正当な理由がなく拒否した者は、消防法第44条により罰せられることがあります。

また立入検査の期間を提示していますので、責任者不在等の理由は正当な理由に該当せず、立入検査の拒否と考えられます。

記

- 1 実施日時
平成 年 月 日 () から 日 () までの間
時間は営業時間外でも結構です。
- 2 検査内容
防火対象物の位置、構造及び設備の管理状況等について
- 3 実施店舗
株式会社S 1号店 (本店)
A市〇〇町〇〇番地

A市 消発 第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

株式会社S
代表取締役 〇〇 〇〇 様

A市消防局
〇〇消防署長 〇〇 〇〇

立入検査の実施について

あなたが管理する下記消防対象物について、火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき立入検査を実施すべく、現在に至るまで書面等による再三の通告を行い、更には平成18年8月10日及び8月18日に各店舗一斉に立入検査を実施するため訪問しましたがこれを拒否されました。

ついては、月 日 時から再度職員を当該対象物へ派遣しますので、円滑な立入検査が実施できるよう各店舗責任者に指示をお願いします。

なお、この立入検査を拒否した場合は、継続的拒否による消防法違反のため告発の手続きを行います。

記

- 1 名称 株式会社S 1号店 (本店)
- 2 住所 A市〇〇町〇〇番地

様式第〇号（第〇条関係）

A市 消 発第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇県〇〇警察署長
司法警察員
警視 〇〇 〇〇 様

〇〇消防署
消防署長 〇〇 〇〇 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

1 被告発人

- (1) 本 籍 〇県A市〇〇町
(2) 住 所 〇県A市〇〇町
(3) 氏 名 〇〇 〇〇
(4) 生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
(5) 職 業 会社役員（株式会社S 代表取締役）

2 罪名及び適用法条

消防法違反
消防法第4条第1項
消防法第44条第1項第2号

3 犯罪事実

被告発人〇〇は、〇県A市〇町〇〇に本店を置く株式会社S社の代表取締役である。株式会社S社は医薬品、生活雑貨品等を販売する物品販売店舗で〇県内に12店舗あり、A市消防局管内に直営店を4店舗、フランチャイズ形式の店舗が2店舗ある。

平成19年5月1日、当消防局職員が、登記簿上の本店所在地と同一場所にある1号店（本店）に出向し、消防法第4条に基づく立入検査の実施を通告したところ、本店店長の「〇〇」が、これを拒否したものである。

なお、当該店舗に対する立入検査については平成18年にも〇〇消防署〇〇係の職員が3度実施を試みたが、いずれも本店店長の「〇〇」により拒否され立入検査を実施できなかったものである。

平成18年及び平成19年5月1日の立入検査に出向した時の本店店長〇〇の話によると、「消防の立入検査に関しては、社長の許可の文書がなければ受け入れられない。」とのことであった。

また、当消防局管内にある株式会社Sの他の店舗についても、平成18年に3度立入検査

を実施しようとした時に店長が立入検査を拒否しているが、いずれも社長〇〇の許可がなければ立入検査を受け入れられないと話し、立入検査を実施できない状況が続いている。

現在、消防法第4条に基づく立入検査の実施について事前の通告は必要ないが、立入検査の受け入れや日程の調整のため、平成17年に4回、平成18年にも4回各店舗への立入検査実施通告書を関係者あてに送付した。しかし、社長〇〇は送付した通告書に対して、会社の内規あるいは都合により立会いができない等との理由をファックスや郵便で返信することにより、繰り返し立入検査を拒み続け、電話連絡の依頼や面会の要請に対しても拒否を続けている状況である。

4 証拠となるべき資料

別添書類目録のとおり（本事例集では省略）

5 犯罪の情状

物品販売店舗は、事務所ビルや作業所と相違して、不特定多数の人が、陳列された商品を購入する目的で来店するものである。通常店内には可燃性の商品が陳列され、来店者は老若男女様々でありその内部には不案内であることから、店舗の管理について権原を有する者は、消防法令に定める消防用設備等を積極的に設置し、火災の発生を予防し、それらの災害が発生した場合には店舗の従業員を指揮監督して、来店者の安全や近隣への延焼拡大防止に努めなければならない。

消防機関の行う立入検査は、火災予防上必要なときに消防対象物の実態を把握し、適切な指導をする手段として行うものである。ここで言う防火管理体制とは、火災の発生を予防することはもとより、火災等の災害が発生した場合に管理権原者を中心に、設置されている消防用設備等を有効に活用して、初期消火、通報及び避難誘導の一連の行動を円滑に行い、物的、人的被害を最小限度に抑えることを主眼としている。消防法に基づく適切な消防用設備等の設置、維持管理及び防火管理体制が確立されていないと、来店者や従業員の人命安全に関わる被害を引き起こす要因となる。特に近年、中小規模の防火対象物で多くの人命が失われる火災が発生している。

平成13年の新宿歌舞伎町の雑居ビル火災は、延べ面積516平方メートル中、焼失面積が160平方メートルだったにもかかわらず44名の生命が失われ、平成18年1月には、長崎県の認知症高齢者グループホームの火災で9名の収容者のうち7名が死亡するという惨事が発生している。本件消防法違反に関して、1号店店長〇〇や他の店舗関係者の話により、社長〇〇が立入検査の拒否について各店舗関係者に対して指示していることが明白で、その責任は明らかである。

火災の発生により市民の生命、身体及び財産に対する脅威につながる立入検査の拒否という非社会的な行為に対して、厳罰をもって処断されることを望みます。

(事例 1 - 8) グループ検討

テーマ < 立入検査を拒否したことにより告発した違反処理 平成19年 >

1. 消防法第4条の消防職員による立入検査の目的・趣旨について

本事例では、防火対象物の関係者が長年にわたり消防職員による立入検査を拒否していましたが、一方、フランチャイズ店の2店舗は、所轄消防署担当係による説得で立入検査を実施しています。立入検査を拒否する関係者に対して、どのようにして理解を求めますか。法第4条を確認し、立入検査の趣旨・目的や罰則等も含め、検討してください。

2. 立入検査を拒否した場合の対応について

今回の事例では、関係者に対して立入検査実施を事前の電話連絡、通告書及び事前通告なしの立入検査など様々な対応をしましたが、皆さんの消防本部では同様の対応に苦慮する事例があった場合にどのように対応しますか。

同様の実事例等があれば対応方法も含め、紹介してください。

3. 事前通告なしの立入検査について

平成14年の消防法改正以降、立入検査に関する権限が強化され、相手方への事前通告義務や時間制限が撤廃されています。

現在、皆さんの消防本部ではどのように立入検査を実施していますか。

用途や営業形態等で事前通告と無通告を使い分けしているようでしたら、その運用等について互いに紹介してください。

4. 管轄外に営業展開している会社に対する対応について

管轄外にも広く営業展開している会社に対して、消防本部間や建築部局等の関係機関との連携をどのようにしますか、検討してください。

実事例があれば、紹介してください。

5. 告発の対応について

平成17年から局予防課予防係に担当が移行してから告発を行っていますが、告発までの一般的な手順について確認を行い、今回の事例での対応について検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容